

目線の低い車いす使用者に優しい博物館展示の促進について（展示高への配慮）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省近畿管区行政評価局（駒形 健一局長）は、当局の行政相談窓口寄せられた、「目線の低い車いす使用者でも支障なく展示物を鑑賞できるようにしてほしい」との要望について、その実情を調査するとともに、当局の行政苦情救済推進会議（座長：児玉 憲夫 元大阪弁護士会会長）に諮り、「展示方法について、障害者の立場に配慮して、障害者と健常者の双方が納得できるような方法を検討すべきである」等の意見を踏まえて、平成 25 年 3 月 4 日、京都国立博物館にあっせんを、また、その他の関係する機関、施設に参考送付を行いました。

（申出要旨）

博物館の展示物は、概ね成人健常者の目線を基準に陳列されているため、目線の低い車いす使用者にとっては見づらく感じることもある。最近の例としては、京都国立博物館を訪れた際にそのような経験をしたが、各博物館は、車いす使用者でも快適に観覧できるよう、展示の高さを下げる等の配慮をしてほしい。



（調査結果）

- ①文部科学省の「平成 23 年度社会教育調査」によれば、当局管内の 2 府 5 県には、718 施設と多数の博物館が設置されており、このうち京都・奈良両国立博物館だけでも年間約 100 万人（平成 22 年度実績）の国民が利用している。
- ②文部科学省は「博物館法」に基づき「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 23 年文部省告示第 165 号）を制定し、高齢者、障害者等の特に配慮を必要とする者について、その円滑な利用に資するためのサービスの提供、又は必要な施設・設備の整備に努めることとされているが、展示高については具体的な基準等は示されていない。現状は、各博物館がこれまでに蓄積した経験や知見、展示資料の特徴等を踏まえ、それぞれの判断で決定している。
- ③車いす使用者の眼高は、健常者に比べ 40cm 程低く（100～120cm 程度）、博物館によれば、i）車いす使用者に配慮し、意図的に展示高を低く設定する、ii）展示の高さに対応して座面高が調節できる「座面高可変型」の車いすを貸し出す（京都国立博物館にも配備）等申出人の希望するような配慮を講じている施設がみられた。

- ④一方で、目線の低い車いす使用者や子どもに対する特別の配慮は行っていないとする施設もあり、当局が行なった8施設での展示状況の確認によれば、京都国立博物館を含む5施設で、一部の展示について、展示高が高く、車いす使用者にとって観覧上見づらい例が認められた。
- ⑤当局でも、成人健常者（想定眼高 155cm）と車いす使用者（同 110cm）別に展示高の違いによる見え方の変化について写真撮影によるシミュレーションを行ったが、書跡のような平面的資料では、展示高が 100cm を超えると目線の低い車いす使用者にとって観覧上はつきりと支障が出ることが認められた。

調査は、i) 博物館に係る法令制度の調査、ii) 展示方法やバリアフリー化等に係る各種調査研究報告及び配慮事例、並びにその他関係資料・情報の収集、iii) 関係施設・団体への照会、iv) 眼高の変化に伴う見え方のシミュレーション（写真撮影による検証）、v) 博物館に向いての実際の展示状況の確認等によった。調査対象とした関係施設・団体は 13 施設（団体）で、このうち 8 施設において上記 v) の確認調査を行った。



（行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた当局の措置）

- ①当局は、申出において見づらい展示を経験した施設として京都国立博物館が例示されていることから、総務省設置法に基づき、同博物館に対して、車いす使用者への配慮の促進（車いす使用者の眼高に配慮した展示高の検討、ホームページ等における座面高可変型車いす配備についての利用者への周知の促進）をあっせんする。
- ②今回の当局の調査において、京都国立博物館以外の施設でも同様な事例が認められたことを踏まえ、今後、博物館における車いす使用者に対するバリアフリー化の推進、展示におけるユニバーサルデザインの在り方等を考える際の参考として広く活用していただくため、当局の調査結果を報告書（「現状」と「改善提案」）として取りまとめ、「博物館法」に基づき博物館の登録や指導を行う府県教育委員会、京都国立博物館以外の独立行政法人が設置する国立博物館・美術館、その他主な博物館や関係団体（障害者団体を含む）に対し参考送付する。

《本件照会先》 近畿管区行政評価局 首席行政相談官 平原 洋一（ひらはら よういち）

電話：06-6941-8166（首席行政相談官室直通）、 FAX：06-6941-8988